

飼養衛生管理基準クロスコンプライアンスをきっかけとした農家指導

○大北 冴子

1. はじめに

全国的に高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）が発生し、農場のバイオセキュリティの改善は重要な課題。家畜保健衛生所（以下、家保）では養鶏農家に年2回立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守を指導しているが、項目によってはなかなか改善しないものもあり対応に苦慮している。

このような中、令和4年から飼養衛生管理基準クロスコンプライアンス（以下、クロスコンプライアンス）への対応が開始された。補助事業等への採択要件として、飼養衛生管理基準の遵守または不遵守項目がある場合にはその項目の改善方法と改善期限を記した確認書が求められることとなった。

今回、確認書発行のための指導により、飼養衛生管理基準の遵守状況に改善が見られたので報告する。

2. 農場の概要

採卵鶏約5万羽をセミウィンドレス2棟、高床式鶏舎2棟にて飼養。鶏舎奥に資材置き場、たい肥舎を配置。GPセンター、直売所を併設しており、鶏卵購入客の出入りがある（図1）。

3. 指導の経緯

令和4年5月20日（定期巡回）飼養衛生管理基準の不遵守項目が複数あり、改善指導を行った。畜主は畜産クラスター事業を活用した施設整備を希望しており、家保からクロスコンプライアンスへの対応のため確認書が必要であることを説明した。不遵守項目の改善期限を定めた確認書を発行した場合、遵守期限が守られないときに厳格な対応が必要となるため、全項目の遵守を目指すこととした。

令和4年11月2日 飼養衛生管理基準の遵守状況の現状を確認した。改善が必要な個所について農家と共にチェックし、改善策を指導。「1週間あったらできますよね。また来ます。」というように期限を早めにしてきて次回の訪問日を農家と相談し決定した。

その後11月9日、16日に改善状況を確認、さらに不十分な項目の改善策を指導した。11月18日に確認書発行のための状況確認を実施、全項目の遵守が確認できたので11月22日に確認書を発行した。

4. 改善内容

衛生管理区域の出入り口1

改善前は、衛生管理区域境界の明示、立ち入り禁止の表示、車両消毒設備が設置されておらず、衛生管理区域専用フロアマットもなく車内の交差汚染防止対策も不十分だった。指導により衛生管理区域、立ち入り禁止が明示され、車両消毒として蓄圧式ポンプ設置や消石灰散布、フロアマットが設置された。

また、従業員の休憩室兼更衣室が衛生管理区域の中にあり、交差汚染防止対策が必要だったが、指導により衛生管理区域の境界に交差汚染防止対策を考慮した更衣室が新設され、外部事業者入場時の記録用紙の設置や、衛生管理マニュアル、手指消毒スプレーも設置された。

衛生管理区域の出入り口 2

衛生管理区域内にあたる 2 階に着替え場所があったため、従来は、境界で簡易的な更衣を行い、階段を上って 2 階で再度本着替えを行うよう指導していたが、農家自身に出入りの度に 2 回の着替えは難しいとの意向があり、1 回で着替えが済むよう区域境界に更衣所を設置した。

鶏舎などの防鳥ネットの設置

改善前は鶏舎のネットのすきまや破損部が多く見られたが、指導により鶏舎はロールカーテンやネットで覆われ、破損部も修繕された。たい肥舎にも新たにネットが設置された (図 2)。

5. まとめ

クロスコンプライアンスへの対応として指導を行ったところ、短期間に飼養衛生管理基準の遵守状況が大きく改善した。短い期間に何度も訪問することで、農家の意欲が持続し、農家が自ら作業動線や効率を意識した改善策を考える姿勢が見られた。遵守状況については農家と家保との間に認識のずれがある場合があり、訪問確認、電話、メールでの写真のやりとりを併用するなど、こまめなやり取りにより認識を共有することができた。また、クラスター事業の申請に期限があるために、スピード感をもって改善が進められた。

反省点として、今回は 11 月に入ってから指導を行ったが、養鶏農家の場合はハイリスクシーズンを念頭に、余裕をもった指導期間を設定すべきだった。

今回得られたことを今後も農家指導に活かしてゆきたい。

※ 個人情報および経営状況保護のため、個人や農場を特定できる写真・地図・位置情報は非公開としています。

図 1. 農場見取り図 (非公開)

衛生管理区域出入り口 1 車両出入り

改善前



- ・衛生管理区域の明示なし
- ・立ち入り禁止の表示なし
- ・区域境界での車両消毒なし
- ・車両のフロアマットの設置なし

改善後



衛生管理区域の明示
(コーンおよびロープ)



立入禁止表示
(コーン)



車両フロアマット・消毒設備
(蓄圧式ポンプ)設置

図 2. 改善内容

衛生管理区域出入り口1

改善前



休憩室兼更衣所
衛生管理区域



休憩室兼更衣所

- ・更衣所が衛生管理区域の内側
→交差汚染防止対策が不十分

改善後



更衣室
衛生管理区域



更衣室



マニュアル
入場記録用紙




手指消毒スプレー

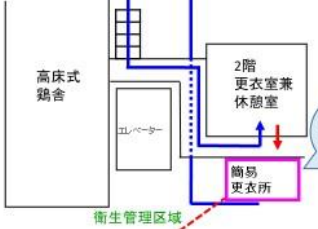
- ・更衣室を新設
- ・交差汚染防止対策を考慮した動線
- ・記録用紙の設置
- ・衛生管理マニュアルの設置
- ・手指用消毒スプレー設置

衛生管理区域出入り口2

改善前



更衣室
簡易更衣所
衛生管理区域




高床式鶏舎
エレベーター
2階 更衣室兼休憩室
簡易更衣所
衛生管理区域

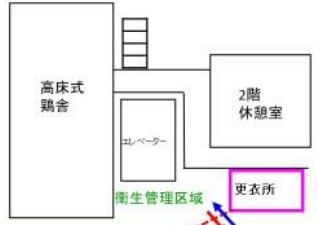
境界で仮着替え⇒2階に上がり再度着替え

毎日何度も出入りがあるので都度2回の着替えは難しい……

改善後



更衣所
衛生管理区域



高床式鶏舎
エレベーター
2階 休憩室
更衣所
衛生管理区域

境界に更衣所設置

防鳥ネットの設置・修繕

- 改善前**
- ・鶏舎のネットに隙間あり
 - ・壁に破損箇所あり
 - ・たい肥舎へのネットの設置なし

- 改善後**
- ・ロールカーテン・ネット設置、隙間の対策
 - ・壁の破損箇所の修繕
 - ・たい肥舎のネットの設置



鶏舎



たい肥舎

図 2. 改善内容